**第十六条**

子が自国に連れ去られ、又は自国において留置されている締約国の司法当局又は行政当局は、当該子が第三条の規定の意味において不法に連れ去られ、又は留置されている旨の通知を受領した後は、この条約に基づいて子が返還されないことが決定されるまで又はこの条約に基づく申請が当該通知を受領した後合理的な期間内に行われない場合を除くほか、監護の権利についての本案の決定を行わない。

**第十七条**

要請を受けた国において監護に関する決定が行われたという事実又は当該国において当該決定が承認され得るという事実のみをもって、この条約に基づく子の返還を拒む根拠としてはならない。もっとも、要請を受けた国の司法当局又は行政当局は、この条約の適用に当たり、当該決定の理由を考慮することができる。

**第十八条**

この章の規定は、司法当局又は行政当局が有するいつでも子の返還を命ずる権限を制限するものではない。

**第十九条**

この条約に基づく子の返還に関する決定は、監護の権利についての本案の判断としてはならない。

**第二十条**

第十二条の規定に基づく子の返還については、要請を受けた国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものである場合には、拒むことができる。

**第四章　接触の権利**

**第二十一条**

接触の権利について内容を定め、又は効果的な行使を確保するように取り計らうことを求める申請は、締約国の中央当局に対して、子の返還を求める申請と同様の方法によって行うことができる。

中央当局は、接触の権利が平穏に享受されること及び接触の権利の行使に当たり従うべき条件が満たされることを促進するため、第七条に定める協力の義務を負う。中央当局は、接触の権利の行使に対するあらゆる障害を可能な限り除去するための措置をとる。

中央当局は、接触の権利について内容を定め、又は保護するため及び接触の権利の行使に当たり従うべき条件が尊重されることを確保するため、直接に又は仲介者を通じて、手続を開始し、又はその開始について援助することができる。

**第五章　一般規定**

**第二十二条**

いかなる保証、担保及び供託（その名称のいかんを問わない。）も、この条約の適用を受ける司法上又は行政上の手続に要する費用の支払を保証するために要求してはならない。

**第二十三条**

認証その他これに類する手続は、この条約との関係において要求することができない。

**第二十四条**

要請を受ける国の中央当局に送付される申請、連絡その他の文書は、原語によるものとし、当該国の公用語又はこれが実現不可能な場合にはフランス語若しくは英語による翻訳を添付する。

ただし、締約国は、第四十二条の規定に従って留保を付することにより、自国の中央当局に送付される申請、連絡その他の文書におけるフランス語又は英語のいずれか一方の使用を拒むことができる。

**第二十五条**

締約国の国民及び締約国に常居所を有する者は、この条約の適用に関係のある事項に関し、他の締約国において、当該他の締約国の国民及び当該他の締約国に常居所を有する者と同一の条件で法律に関する援助及び助言を受けることができる。

**第二十六条**

各中央当局は、この条約を適用するに当たり要する自己の費用を負担する。

中央当局その他締約国の公の当局は、この条約に基づいて行われた申請に係るいかなる手数料も徴収してはならない。これらの当局は、特に、手続の費用及び弁護士その他法律に関する助言者が参加した場合にはその参加により生ずる費用の支払を申請者に要求することができない。ただし、これらの当局は、子の返還の実施のために要した費用又は将来要する費用の支払については、要求することができる。

前項の規定にかかわらず、締約国は、第四十二条の規定に従って留保を付することにより、前項に規定する費用であって弁護士その他法律に関する助言者の参加又は裁判所における手続により生ずるものを自国の法律に関する援助及び助言に係る制度によって負担することができる場合を除くほか負担する義務を負わない旨を宣言することができる。

司法当局又は行政当局は、この条約に基づいて子の返還を命じ、又は接触の権利に関する命令を発する際に、適当な場合には、子を連れ去り、若しくは留置した者又は接触の権利の行使を妨げた者に対し、申請者により又は申請者のために支払われた必要な費用（旅費、子の所在を特定するために要した費用又は支払、申請者の法律上の代理人に係る費用及び子の返還に要する費用を含む。）を支払うよう命ずることができる。

**第二十七条**

申請がこの条約に定める要件を満たしていないこと又は申請に十分な根拠がないことが明白である場合には、中央当局は、当該申請を受理する義務を負わない。この場合において、中央当局は、その理由を申請者又は当該申請を移送した中央当局に対して直ちに通知する。

**第二十八条**

中央当局は、申請者のために行動する権限又は申請者のために行動する代理人を指名する権限を当該中央当局に委任する書面を申請に添付するよう要求することができる。

**第二十九条**

この条約は、第三条又は第二十一条の規定の意味における監護の権利又は接触の権利の侵害があったと主張する個人、施設又は他の機関が、締約国の司法当局又は行政当局に直接に申請（この条約に基づくものであるか否かを問わない。）を行うことを妨げるものではない。

**第三十条**

この条約に従い締約国の中央当局に対して又は直接司法当局若しくは行政当局に対して行われた全ての申請は、これに添付され、又はいずれかの中央当局によって提供された文書その他の情報と共に、締約国の裁判所又は行政当局において受理されるものとする。

**第三十一条**

子の監護に関して領域内の異なる地域に適用される二以上の法制を有する国に関し、

a　当該国における「常居所」というときは、当該国の領域内のいずれかの地域における常居所をいうものとする。

b　「常居所を有していた国の法令」というときは、当該国の領域内の地域であって子が常居所を有していたものの法令をいうものとする。

**第三十二条**

子の監護に関して異なる範疇（ちゅう）の者に適用される二以上の法制を有する国に関し、「国の法令」というときは、当該国の法令において特定する法制をいうものとする。

**第三十三条**

子の監護に関する法令を領域内の地域ごとに異にする国は、単一の法制を有する国がこの条約を適用する義務を負わない場合には、この条約を適用する義務を負わない。